

## 民生教育常任委員会会議録

- 1 日 時 令和4年6月13日（月）  
午前9時54分～午後0時10分
- 2 場 所 第3委員会室
- 3 出席委員 委員長 大久保主計 副委員長 笹森 波  
委員 菅原和子 委員 吉田 良  
委員 丹野政喜 委員 山田龍太郎  
委員 佐々木哲男
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のため な し  
出席をした者の職氏名
- 6 事務局職員 主 査 工藤旭子
- 7 付議事件  
（1）議会案第3号 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の改正を求める意見書  
（2）議会案第4号 民生委員・児童委員の活動費等を引き上げるための措置と、なり手不足解消への抜本的な取組を求める意見書

午前 9時54分 開 会

○委員長（大久保主計） 出席委員は、定足数に達しておりますので、委員会  
条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから、民生教育常任委員会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

それでは、付議事件の（1）議会案第3号 障害者虐待の防止、障害者の養  
護者に対する支援等に関する法律の改正を求める意見書を議題といたします。

これより、委員各位より御意見をお伺いします。

休憩をして進めてまいります。暫時休憩いたします。

午前 9時54分 休 憩

---

\*休憩中の要旨

各委員から本議会案に対する意見の聴取を行った。

- ・虐待発見時の通報義務対象に医療機関における虐待を加えること、通報者の法的保護を求めることを明記することで、障がい者虐待防止のさらなる推進につながるため、趣旨に賛同する。
- ・通告義務は内部告発に当たり、通告者を保護する必要がある。保護に対して力を入れていくべきだが、趣旨に賛同する。
- ・障がい者に対する虐待のひどさ、障害者虐待防止法の法律の不備について、表に出てきた重い事件である。事件が再発しないように、病院名を明示し啓発を促すべき。
- ・養護者も障がい者に対し虐待をする事例もあるので、医療機関を利用する障がい者に対する虐待の通報義務も明記すべきだが、趣旨には賛同する。
- ・案文中の「本当の意味で」の文言はいろいろな解釈ができ、削除しても意味が通じるので、簡潔にすべき。
- ・具体的な病院名を出すことは、経営者も変わり改善に向けて努力している病院へ不利益を生じる可能性があるため、神戸市内の精神科病院に文言修正すべき。
- ・笹森 波委員より修正案を提出する旨の申し出あり。

---

午前10時57分 再 開

○委員長（大久保主計） 再開いたします。

ただいま、本案、議会案第3号に対し、笹森 波委員から修正案が提出されました。修正案は、お手元に配付のとおりです。

これより、提出者笹森 波委員より、修正案の趣旨説明を求めます。笹森 波委員。

○委員（笹森 波） 修正部分を御説明申し上げます。

まず、案文1行目の「神田病院」を具体的な病院名を出すべきではないとして「神戸市内の精神科病院」と修正しております。

次に、案文10行目の「本当の意味で」の文言は人によって解釈が異なることから削除しております。

さらに、案文14行目の「虐待発見時」を案文2行目の文言に合わせるため「障害者虐待発見時」と修正し、15行目の「医療機関における」を7行目の文言に合わせるため「医療機関を利用する障害者に対する」と修正しております。

○委員長（大久保主計） これより、委員各位より御意見をお伺いします。

休憩をして進めてまいります。暫時休憩いたします。

午前10時59分 休憩

---

午前10時59分 再開

○委員長（大久保主計） 再開いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案、議会案第3号及びこれに対する修正案につきましては、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 御異議なしと認めます。

よって、本案、議会案第3号及び修正案につきましては、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、議会案第3号 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の改正を求める意見書を採決いたします。

まず、本案に対し笹森 波委員から提出された修正案に賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（大久保主計） 起立全員であります。

よって、議会案第3号は修正案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、付議事件の（2）議会案第4号 民生委員・児童委員の活動費等を引き上げるための措置と、なり手不足解消への抜本的な取組を求める意見書を議題といたします。

これより、委員各位より御意見をお伺いします。

休憩をして進めてまいります。暫時休憩いたします。

午前11時1分 休 憩

---

\*休憩中の要旨

各委員から本議会案に対する意見の聴取を行った。

- ・趣旨には賛同するが、現状、活動に係る費用は国の地方交付税交付金を財源に県から各市町村の協議会に支給しているので、実態に合わせた文言にすべき。
  - ・大きな役割を担ってきた民生委員の退任が増えている。なり手不足解消への抜本的な取組を求めるとあるが、そもそも民生委員の制度が続くのか疑問である。
  - ・なり手不足が大きな課題である。活動費は、あくまでも県費から社会福祉協議会へ補助金が支給されるので、原案のとおりとすべき。
  - ・原案に45,000円の記載があるが、市からも民生委員活動費として7万円の支給を受けているため、その部分を修正すべき。
  - ・菅原和子委員より修正案を提出する旨の申し出あり。
- 

午後 0時6分 再 開

○委員長（大久保主計） 再開いたします。

ただいま、本案、議会案第4号に対し、菅原和子委員から修正案が提出されました。修正案は、お手元に配付のとおりです。

これより、提出者菅原和子委員より、修正案の趣旨説明を求めます。菅原和子委員。

○委員（菅原和子） 修正部分を御説明申し上げます。

案文1 ページ12行目について、実情に合わせた文言に修正すべきと考えます

ので「現状」を「本市」へ、「自治体から」を「国の地方交付税交付金を財源に県から協議会に」と修正しております。

また、具体的な金額の表記を削除しても、意見書の趣旨は変わらないことから案文1ページ18行目「本市において、県費を原資とする活動費の実支給額は一人当たり年額45,000円となっています。」を削除しております。

○委員長（大久保主計） これより、委員各位より御意見をお伺いします。

休憩をして進めてまいります。暫時休憩いたします。

午後0時7分 休 憩

---

午後0時7分 再 開

○委員長（大久保主計） 再開いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本案、議会案第4号及びこれに対する修正案につきましては、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 御異議なしと認めます。

よって、本案、議会案第4号及び修正案につきましては、討論を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより、議会案第4号 民生委員・児童委員の活動費等を引き上げるための措置と、なり手不足解消への抜本的な取組を求める意見書を採決いたします。

まず、本案に対し菅原和子委員から提出された修正案に賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（大久保主計） 起立全員であります。

よって、議会案第4号は修正案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議会案第3号及び議会案第4号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大久保主計） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しま

した。

以上で本日の付議事件は全て終了いたしました。

なお、次回委員会の招集通知は、改めて行いません。

6月17日金曜日、午後1時に開会いたしますので、議員協議会室に御参集いただきますようお願いいたします。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後0時10分 散 会

令和4年6月13日

民生教育常任委員会

委員長 大久保 主計